

議会運営委員会 東京都立川市視察概要

立川市議会では、平成 26 年 9 月にタブレット端末を導入し、議会への情報提供の迅速化、効率化や議会資料等のペーパーレス化に取り組んでいる。

若手議員から議会における I C T 化の声を受けて、議会運営委員会で検討を開始することとなった。費用対効果や活用について疑問の声もあった中、既にタブレット端末を導入している逗子市議会への視察や事業者による説明会などを経て導入の方向性を確認し、平成 26 年度当初予算に必要経費が計上された。

立川市議会が採用するシステムは、インターネット上にあるクラウド(サーバー)に、執行部や議会事務局が定例会で使用する議案書や関連資料、行政計画、議会に関係する情報などをアップロードし、それらを議員がタブレットで閲覧する仕組みである。

タブレットの使用対象は、議員(28 台)と事務局(5 台)であるが、執行部には 67 ライセンスが割り当てられ、庁内のパソコンでシステムの使用またはデータの閲覧ができる。議員や執行部は、サーバーへのデータをアップロードするための方法などを定めた手順や、システムやタブレット端末の利用範囲などを定めた基準により運用に当たっている。なお、セキュリティ対策については、クラウドのユーザーが、議員と執行部に限定されていることや、アップロードする情報は原則公開としているため、特に対応はしていない。

経費については、タブレット端末の通信料で月額 115,901 円、クラウド使用料として、初期費用で 86,400 円、基本料、ライセンス料及びファイル容量増加分で月額 91,800 円となっている。

タブレットの活用により、議会や行政情報の共有化を図るだけでなく、議員活動の際に資料を持ち歩く必要がなくなるほか、必要な時にいつでも資料が閲覧できる。また、情報伝達の迅速化や各議員への連絡漏れもなくなるなどの効果が見られる。さらには、災害時における現場での情報収集などの活用も期待されている。一方、現状は紙ベースの資料と併行して運用しており、その費用対効果は十分でないといったことや、サーバー上でのデータ保存容量に制限があるため、古い情報の取り扱いをどうするかなどといった課題がある。

導入の検討にあたり懸念されていたように、議員全員がタブレット端末を活用できなければ意味がないため、導入後は操作説明会や活用方法などを紹介する研修を実施し、フォローアップを行っている。また、今後、現在も紙で配付している資料をさらに削減し、ペーパーレス化を進めていくことや、タブレット端末の通信機能(メール)の活用拡大、会議における P C の使用を認め、タブレットと併用していくことなどが検討されている。

議会運営委員会 東京都多摩市視察概要

議会報告会・意見交換会、議会インターネット中継及び反問権について、多摩市議会の取り組みを伺った。

まず、議会報告会・意見交換会について、多摩市議会では、市民の多様な意見を把握し、意思決定に反映させることを目的として、平成 22 年 11 月から実施している。開催場所や規模、参加対象者等について試行を繰り返していく中、直近では、平成 28 年 4 月、11 月、平成 29 年 1 月の 3 回開催。4 月は大学生、11 月は若者・子育て世代、1 月は地元高校の生徒会役員が対象であった。議会報告会は全 24 名の議員を 3 班 8 人体制で春と秋にそれぞれ複数回開催し、各班内に司会・受付・記録・説明等の担当を設定して臨む。また、各常任委員会の委員、ベテラン・若手、更には各会派の議員がバランスよく各班に編成されるように調整しているとのこと。なお、広報活動としては、議会だよりやホームページのほか、ポスターやビラ配りがある。ビラは議員が駅等で配付し、場合によってはポスティングを行うこともあるとのこと。ここ近年の取り組みとしては、議会報告会というよりも意見交換会の形式で行っているとのこと。市民の意見（行政や議会に対する要望等）を聞く場として取り組んでいる。テーマ毎にテーブルを設け、各テーブルで議員と市民が意見交換を行うというものである。議会報告会や意見交換会を実施したことによる効果としては、市民にとって議員や政治が身近に感じられるようになったこと、また課題としては、いかに参加者を増やしていくかを挙げている。現在、議会報告会や意見交換会のあり方を検討中であり、今後は意見交換会を主体に取り組む方向で考えているということである。

次に、議会インターネット中継については、配信試験や試写確認等を経て、議場において平成 24 年 12 月に、委員会室において平成 26 年 12 月に開始された。議会報告会等の場で市民から要望があって実施されたとのことであるが、中継費用を抑えるため、無料動画配信サービスを活用し、必要最小限の費用・人的対応による実施となった。インターネット中継により、来庁しなくとも本会議や委員会の内容が分かるので、市民にとっては利便性が向上したと思われるとのこと。中継は傍聴者を映さない角度から行い、定期的な休憩を除く暫時休憩時では、そのまま本会議や委員会の中継を続行するとのこと。今後に向けて、最低限度映ることを傍聴者が了承のうえでカメラアングルをより広角に設定し、議員の顔がよく分かる中継を検討している。また、中継画面へのテロップ挿入範囲の拡大も目指すとのこと。

最後に、反問権については、議論の活性化・論点の明確化を目的に、議会基本条例において明文化。これまで実績が少なく、反問による議論は 1 往復程度にとどまっており、当初の目的どおりに議論が深まっていない。今後はいかに反問権を活用して議論を活発化させるかが課題であるとのこと。